

引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について ～令和4年度当初予算ベース～

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分についてはその使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和4年度岩手町一般会計当初予算における引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)に係る使途は、以下のとおりとなります。

【歳入】地方消費税交付金(社会保障財源化分) 153,539 千円

【歳出】社会保障経費等に要する経費(一般財源) 1,561,189 千円

(単位:千円)

事業名(区分)		予算額	財源内訳					
			特定財源				一般財源	
			国庫支出金	県支出金	起債	その他	引上げ分の地方消費税収	その他
社会福祉	障害者福祉事業	567,229	251,825	141,459		5,145	35,154	133,646
	高齢者福祉事業	161,061		794	2,000	63,444	9,982	84,841
	児童福祉事業	640,209	157,571	60,605	7,300	24,256	39,677	350,800
	母子福祉事業	27,222		6,214	14,200	2,920	1,687	2,201
	小計	1,395,721	409,396	209,072	23,500	95,765	86,500	571,488
社会保険	社会保険事業	694,372	14,760	88,901		355	43,034	547,322
	小計	694,372	14,760	88,901		355	43,034	547,322
保健衛生	保健衛生事業	387,339	45,675	6,774	13,000	9,045	24,005	288,840
	小計	387,339	45,675	6,774	13,000	9,045	24,005	288,840
合計		2,477,432	469,831	304,747	36,500	105,165	153,539	1,407,650